

年月日	◆ 原告の特任申請を妨害する、 被告井形学部長、被告池島副学部長兼カリキュラム委員長の経営学部教授会運営の動向
2010年 8月6日	井形浩治カリキュラム委員長からの連絡（出席者は井形、池島、後藤、二宮、田中、松田） 吉井先生の持ちコマ案について検討、その結果、専門演習 1コマ(0.5)は担当願います。 不足の1コマを次のものから選んでいただけないでしょうか。 ① 北浜イブニング科目として、既存の科目を開講する(0.5コマ)。 ② 経営学特殊講義(環境経営論)を担当いただく(0.5コマ)。 ③ 外国書購読を担当いただく(0.5コマ)。 このいずれから、1コマ担当をお願いするということです。 それ以外に、現在の講義科目を2部に開講していただくことも可能です。(甲16)
2011年 11月11日	教授会：「経営学部教授会決議方法について」(動議：北村實教授、田中健吾准教授)を反対意見のあるなか、強行採決する。 ※ 教授会欠席者は人事案件を含む各議事に委任による決議参加ができるという内容で、1年間試行し、2012年11月に再検討することから、特任推薦委員会を通過した後の原告の採用可否投票を標的にしていることが容易にわかる。
2012年 4月6日	新任式の前、井形学部長から「特任を辞退しているのでしょうか。特任教授が認められない教員もあるということですし、ゼミを担当していただくかどうかの手続きの件もあり、今から調整しないといけないので」と言われる。 即座に否定するが、彼は、私が私の研究室で辞退すると言ったと引き下がらないので、そのような事は言うはずがないと念押しするが、どうも裏がある様子である。
4月6日	教授会：原告は「先ほど学部長から特任教授を辞退されるのでしょうかと言われたが、現職教員の権利として特任教授を希望しています」と発言する。
6月22日	教授会：北村理事が、特任教員採用の件では雇用責任は大学にはないという判決もあり、学部教授会が認めないケースではそのような事態が発生するという話を話す。 彼はこの最近の教授会で学部の専決事項を繰返し強調している。
9月28日	教授会：学部執行部は、原告の特任教員採用は「人事に関する件」の議題として取り扱うべき内容であるにもかかわらず、「その他」の議題で取り扱う。 原告の特任申請に際して、学部長は特任任用規程を説明する。
10月4日	原告は、特任教員申請書類を井形浩治学部長のボックスに投函する
10月14日	井形学部長から原告に「特任の件で会いたい」というメールが来る。
10月15日	18時頃、井形浩治学部長が原告の研究室に来て、原告に特任申請を辞退せよという説得に終始する。 ◇ 前向きな話は全くなく、経営情報学部が改組したように原告担当の情報の科目は不要であり来期不開講でカリキュラム委員会は一致している。 ◇ 仮に投票になっても、3分の2の票を確保できますかと、原告に繰返し特任申請を辞退するよう迫る。
10月16日	井形学部長は、徳永光俊学長、草薙信照副学長に、原告の特任申請には「書類の不備」があるとして、「書類の不備」がある場合は特任推薦委員会は受け取らないという言葉を引き出し、原告の特任申請はしないというメールを原告に送付する。原告は1週間後にこのメールを読むことになる。
10月19日	教授会：池島カリキュラム委員長は経営学科のカリキュラムには変更がないと発言するが、カリキュラム委員会の総意として原告担当の情報の科目は不要で来年は不開講にする。 担当科目のない原告の特任教員は認められないと原告に辞退を迫った井形学部長の説明とは異なると質問する。
10月19日	◆ 教授会終了後、山田文明学長補佐(経営学部)に経営学部学部執行部の対応について相談する。 ◇ 学部執行部は、意図的に原告の特任推薦委員会への特任申請書類の提出を拒んでいることが明白である。
10月19日	◆ その後、草薙信照副学長(情報社会学部)に経営学部学部執行部の対応について相談する。 ◇ 学部執行部は原告に対して完全なパワハラをしていると発言。 ◇ 特任採用には特任推薦委員会、学部、理事会と3段階もあるのだから、井形学部長には肅々とやったらどうですかと言ってあるのだがとのこと。
10月23日	◆ 徳永光俊学長に草薙信照副学長同席のもと、経営学部学部執行部の対応について相談する。 ◇ 特任推薦委員会に井形学部長が原告の申請書類を出してくれないことには始まらない。 学部専決事項のため、学長には対応できないとのこと。
11月16日	教授会：井形学部長は原告の特任を認めない理由として「書類の不備」を挙げるが、原告および山田文明准教授、池野重男准教授らの質問、「書類の不備とは何か」には全く答えず、特任推薦委員会に原告を申請しないと拒み続ける。
11月29日	城達也特任推薦委員(人間科学部学部長)にお礼の挨拶に行く。 今日の中尾美喜夫教授の特任推薦委員会で井形学部長に大分クレームをつけたが、そこまではできませんと話される。同席された教授も、そのやりとりは凄かったと話される。
11月30日	教授会：学部執行部による原告の特任拒否を知った演習Ⅲのゼミ生諸君が、原告の特任拒否を求める署名活動、ピラ配りをする動きをしており、原告が学内の規則にしたがう必要があると説明し、ゼミ生が無断で行動に走らないよう抑止していると、井形浩治学部長に報告する。

年月日	◆ 原告の特任申請を妨害する、 被告井形学部長、被告池島副学部長兼カリキュラム委員長の経営学部教授会運営の動向
12月10日	演習Ⅲの講義終了後、ゼミ生より報告を受ける。 ・ゼミ生の一人が吉野忠男学部長補佐に呼ばれ、 「学部執行部が原告の特任拒否をしている」ということを誰から聞いたのかと質問され、 原告の特任を認めないのは教授会の出席が非常によくないからという説明があったとのこと
12月13日	学部執行部が演習Ⅱと演習Ⅲのゼミ生に今後のゼミ運営について説明、ゼミ生の質問を受ける。 ◇ 池島副学部長は原告の特任を認めないのは67歳定年のためと説明し、 非常勤講師としてゼミ担当をお願いしたが拒まれたと説明する。
12月13日	◆ 「学部執行部のパワハラ行為」を原告が人権委員会に訴えていた件で、人権委員会から呼び出しを受ける。 藤本高志人権委員長、宋仁守学生委員会委員長が面談、経営学部の江島由裕教務委員会委員長は欠席。 ◇ パワハラでもなく、原告の人権が損なわれているとは思われないので人権委員会では取り扱わない。 ◇ 「池島カリキュラム委員長は経営学科の科目には大きな変更はないと教授会で発言、 他方、カリキュラム委員会では原告の担当科目は不要で来年度は不開講にするという、故意に担当科目を なくして、担当科目のない教員を特任教員に申請できないとする学部執行部の行為はパワハラに該当しない か」と質問すると、藤本人権委員長は沈黙。宋学生委員会委員長は、私らは経営学部の人間ではないから 情報の科目の必要性はわからないと反論する。
2013年 1月18日	教授会：池島カリキュラム委員長に質問する。 ◇ カリキュラム委員会の総意として、原告担当の情報科目の必要性は低く不要で2013年度は不開講にすると 井形学部長が説明され、確かに、2013年度のカリキュラムには情報バリューエンジニアリングはリストから 削除されているが、経営情報論と情報ネットワーク論ⅠとⅡがあるのは何故かと質問すると明快に答えない。 ◇ 情報バリューエンジニアリングでは受講生が130人ぐらいいるが不必要とする判断を聞くと、 人数ではないと明確に答える。しからばその理由はと聞くと必要ではないからと答えて、その理由は答えない。
2月15日	◆ 原告の1部科目の2部重複開講は学部執行部の指示とのメールが教務課の河本さんより送られてくる。 「原告は一部の講義科目を二部の講義時間帯に重複開講している」というのが、学部執行部の特任拒否理由の 1つであるが、河本さんの説明では、 ◇ この案件は当時の学部長から伝達され、一部・二部については何度も確認、それでいくのだと言われ、 そのまま進めたことを記憶している。 ◇ 当然、原告にせよ、教務サイドにせよ、カリキュラム制度を逸脱するそのような開講形態、つまり、 一部科目を二部に重複開講するといった開講形態を進めることはできない。 学部の意思であることを確認したことは間違いないのですが、といった内容のメールである。
3月11日	教授会の最後に定年退職の挨拶をする。 ◇ 裁判をすると初めて公表。一部の教員は原告の手を握り負けないでくれ、勝ってくれと何回も言ってくれる。